

高萩・北茨城広域事務組合情報公開条例施行規則

令和元年10月9日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、高萩・北茨城広域事務組合情報公開条例（令和元年高萩・北茨城広域事務組合条例第25号。次条において「組合条例」という。）の規定に基づき、組合条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報の公開等)

第2条 組合条例の施行については、北茨城市情報公開条例施行規則（平成13年北茨城市規則第2号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。